



# 佐賀県公報

平成16年  
5月12日  
(水曜日)  
号 外

1 (施行期日)  
この条例は、規則で定める日から施行する。  
(佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

## 2 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正

## ◎佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例

(二七・空港・交通課)

## 公布された条例のあらまし

○佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

- 佐賀空港の運用時間を午前零時から午前四時まで及び午前七時二〇分から

- この条例は、規則で定める日から施行することとした。  
（附則第一項関係）  
3　夜間空港管理手当を新設するため、佐賀県職員特殊勤務手当支給条例を改  
正することとした。  
（附則第二項関係）

〇条例

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

参考資料  
佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	（運用時間）	第三条 空港の運用時間は、午前零時から午前四時まで及び午前七時三十分から午後九時三十分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。
改 正 前	（運用時間）	第三条 空港の運用時間は、午前七時三十分から午後九時三十分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

**佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例**  
佐賀県佐賀空港条例（平成十年佐賀県条例第二十一号）の一部を次のように  
改正する。

附則

附則第二項(佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	(特殊勤務手当の種類)	改 正 前	(特殊勤務手当の種類)
第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第一二六 略	第一二六 略
二十七 夜間空港管理手当	二十七 夜間空港管理手当	二十八 略	二十八 略
二十九 略	二十九 略	三十 略	三十 略
三十 略	三十 略	三十一 夜間空港管理手当	三十一 夜間空港管理手当
三十一条の三 夜間空港管理手当は、佐賀空港管理事務所に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる空港管理業務に従事した場合に支給する。前項の手当の額は、勤務一回につき一千百円を超えてはならない。	三十一条の三 夜間空港管理手当は、佐賀空港管理事務所に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる空港管理業務に従事した場合に支給する。前項の手当の額は、勤務一回につき一千百円を超えてはならない。	二略	二略
二略	二略	二略	二略
(夜間看護等手当)	(夜間看護等手当)	(夜間看護等手当)	(夜間看護等手当)
第十二条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。	第十二条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。	第一二七 略	第一二七 略
一 県立病院好生館に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前)の間をいう。第三十一条の三において同じ)において行われる看護等の業務に従事したとき。	一 県立病院好生館に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前)において行われる看護等の業務に従事したとき。	第一二八 略	第一二八 略

申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課 購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)

平成十六年五月十二日印刷及び発行者 佐賀県知事 古川康平 発行者 佐賀県知事 古川康平

印 刷 所 西 部 印 刷 企 画 株 式 会 社 発 行 定 日 每 週 月 水 金 曜 日